
于山島考

池内 敏

〈名古屋大学〉

はじめに

日本列島の西北に位置する隠岐諸島からさらに西北方向へ進むと竹島（韓国名は独島）がある。竹島の西北に鬱陵島があり、この島は現在、大韓民国慶尚北道に属している。

これら隠岐諸島と鬱陵島のあいだに挟まれた竹島／独島の領有をめぐることは、日韓間に見解の相違があり、その領有の正当性を示すのに歴史史料が引用される。論点は様々だが、たとえば文献上に見える「于山島」なる島が現在の竹島／独島のことを指すと考え、「于山島」の名が朝鮮側の多くの文献や古地図類に現れ続けることをもって、古来連綿として韓国領であったことの証左だとする主張は根強い。またそうした理解に対する反論も一方で根強く繰り返されている。

本稿では、こうした「于山島」について、先行研究にしながら文献上・古地図上での表れ方を概観し、また研究史上における論じられ方にも言及したい。

1. 文献上の「于山島」

(1) 『世宗実録』地理志（1454年編纂）の江原道三陟都護府蔚珍県条に「于山・武陵二島、在県正東海中、二島相去不遠、風日清明、則可望見」なる記事が見える。「于山島と武陵島の二つの島は、蔚珍県の真東の海中にあり、この二島の間はさほど遠く離れてはおらず、天気良ければ眺めることができる。」の意である。

二島のうち武陵島は鬱陵島に比定されており、「于山島」が、鬱陵島とは区別された島として文献上に現れる点に注目されてきた。しかも「風日清明、則可望見（天気良ければ眺めることができる）」というのだから、于山島と武陵島は「二島相去不遠」とは言いながら、至近距離にあるというわけでもない。実際の鬱陵島と竹島／独島の距離は約90キロメートルであり、鬱陵島の高所に登っても常に竹島／独島が見えるわけではない。したがって、『世宗実録』地理志にいう「于山・武陵二島」というのは、竹島／独島と鬱陵島の組み合わせに適合的である、と見なされてきた。

類似の記載は、『新增東国輿地勝覧』（1531年編纂）から『萬機要覧』（1808年）・『増補文献備考』（1908年編纂）に至るまで、朝鮮王朝（ないしは大韓帝国）の官製文献上に現れ続けるから、「朝鮮政府が于山島に対して領有意識を維持していたことが明らかである」〔堀和生〕とする評価もなされている。

(2) 鬱陵島は1417年以来、朝鮮王朝政府によって渡航禁止の島とされ、禁止が解かれる1881年まで空島として扱われた。17世紀初めに偶然この島に漂着して物産の豊かなことに気づいた鳥取藩領米子の町人大谷・村川両家は、同世紀末まで鬱陵島（彼らはこの島を竹島と呼んだ）に渡海して収穫を挙げ続けた。大谷・村川家はこうした竹島／鬱陵島の収益を排他的に独占するために、1625年、江戸幕府から竹島渡海免許を

受けた。大谷・村川両家は毎年一回竹島／鬱陵島へ渡海し、渡海の途中にある竹島／独島（彼らはこの島を松島と呼んだ）をも補助的に活用しながら収益活動を行った。

1693年、大谷・村川家は竹島／鬱陵島で朝鮮人漁民と競合し、収穫を挙げられなくなった。そのため幕府に権益保護を求め、幕府はそうした趣旨での日朝交渉を対馬藩に命じた（元禄竹島一件）。この交渉は紆余曲折をたどった末に、幕府は当初の指示とは180度異なって竹島／鬱陵島は朝鮮領であることを認め、日本人の竹島／鬱陵島渡航禁止を命じることとなった。その幕府命令は1696年1月に出されたが、朝鮮政府に伝えられたのは97年1月のことであった。

幕府の意向が朝鮮側に伝わるまでの、いわば空白期にあたる96年5月、安龍福事件が起こった。釜山近傍に住む朝鮮人民衆である安龍福が、知人らとともに隠岐および鳥取藩領へ渡海し、同年8月末に本国へ戻るといふ事件である。問題は、帰国後に朝鮮政府から越境の罪に問われた安龍福が述べた内容である。彼は朝鮮政府の官憲に以下のように述べた。

安龍福が……あわせて十一名で鬱陵島へ渡航した。すると日本船が多数来泊していたので、安龍福は「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。これに対して日本人は「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたままで、今ちょうど帰ろうとしていたところである」と弁明した。これを聞いて安龍福は「松島とはすなわち子山島（于山島）のことではないか。これもまたわが国の土地である。どうしてそんなところに住んでいるのか【松島即子山島、此亦我国地、汝敢住此耶】」と述べ、逃げる日本人を追跡し、船を曳いて子山島（于山島）に到った。…（以下省略）…
（『肅宗実録』肅宗22年(1696)9月25日条）

ここで安龍福の言う松島は現在の竹島／独島と一致することが明らかだから、この発言に従えば、安龍福はこの松島＝竹島／独島＝子山島（于山島）が朝鮮領だということを日本人に向かって明言したこととなる。先に挙げた『増補文献備考』（1908年編纂）輿地考には「輿地志云、鬱陵・于山皆于山国地、于山則倭所謂松島也」と記すが、ここにいる松島は竹島／独島のことを指しているから、松島と一致する于山島は竹島／独島を意味することとなる。

(3) 『新增東国輿地勝覧』（1531年編纂）蔚珍県条には「于山島・鬱陵島、一云武陵、一云羽陵、二島在 県正東海中……、一説于山・鬱陵本一島」とあり、『高麗史』地理志（1451年編纂）蔚珍県条には「鬱陵島在 県正東海中、新羅時称于山国、一云武陵、一云羽陵、……一云于山・武陵本二島、相距不遠、風日清明、則可望見」とある。これらの記述に着目したのが川上健三である。川上は、上記の「于山島と鬱陵島はそもそも一島である」とする記述や「鬱陵島は……新羅のときに于山国と称していた」とする記述から、鬱陵島と区別された島としての于山島は実在しないと主張した。つまり于山島は鬱陵島のことを指すのであって、于山島が現在の竹島／独島に該当することはありえないというのである（于山島非存在説）。

この見解を批判した堀和生は、「于山島非存在説によって、一六世紀以降多くの文献、地図中に登場する于山島をすべて否定してしまう」のは川上説の大きな欠陥であると述べた。少なくとも安龍福が述べた子山島は松島（竹島／独島）と一致すると考えられたから、于山島＝独島なる理解を全否定することはできないというのである。

こうした「于山島＝独島なる理解を全否定することはできない」とする堀和生の主張は理解できるものの、だからといって「歴史的文献に現れる于山島がすべて竹島／独島を指す」とする主張は実証的に成り立たない。川上健三に立ち戻るまでもなく、およそ竹島／独島として理解することが不可能な于山島を文献上にいくつも指摘することができるからである。

一例として『太宗実録』1417年2月壬戌条に現れる于山島を挙げてみよう。この年、于山島へ赴いて戻った按撫使金麟雨は、その地の土産として「大竹・水牛皮・生芋・綿子」等々を持ち帰るとともに、その島には15戸86人が居住していたことを復命報告している。この「15戸86人が居住していた」于山島が竹島／独島であるはずがない。たとえば、1417年に始まる鬱陵島空島政策に言及した慎鋪廈は「独島は岩礁だから、人が住むことはできず」〔慎鋪廈1996〕と述べてもいるからである。

(4) 近年になって柳美林は、元禄竹島一件交渉の開始直後（1694年）に鬱陵島を巡察した張漢相の報告書「鬱陵島事績」に見える次の一節に注目して、于山島が竹島／独島だと述べる。

東望海中有一島杳在辰方、而其大未滿鬱島三分一、不過三百余里（東の海中を眺めると東南方向に島が一つ見えた。その大きさは鬱陵島の三分の一で、距離は三百余里〔120～130キロメートル〕に過ぎない）

この記述に見える島は、その大きさを鬱陵島の三分の一としている点に疑念が残るものの、鬱陵島の東南海上に遠く望む島は竹島／独島のほかには存在しない。したがって張漢相が見たのが竹島／独島であることは間違いないように思う。しかしながら、「鬱陵島事績」を隅々まで読んでみても、張漢相がこの遠くに見える小さな島を于山島とは呼んでいないこともまた明らかだから、張漢相の見た竹島／独島が于山島だとする柳美林の主張は成り立たない。

2. 古地図

(1) 「朝鮮の地図で、鬱陵島と別に于山島が登場するのは、……数百枚にも及ぶという。勿論それらは古地図であるから、鬱陵島と于山島の位置関係や大きさは、必ずしも正確とはいえない。しかし、これほど多くの地図が二島を併記している事実は、朝鮮において于山島の存在が広く知られていたことを示している」〔堀和生〕ともいう。

朝鮮王朝で作成された朝鮮図のなかに鬱陵島と于山島が併記されるものが数多いのは確かな事実である。しかしながら、それらを可能な限り編年整理してみると、両島の記載に時期的な特徴が浮かび上がることも今日ではよく知られている。その変遷は概ね以下のようなものである。(A)18世紀半ばころまでの朝鮮図では、鬱陵島の左側に于山島が描かれ、大きさも両島同じくらいに描かれる【図版1・2】。(B)18世紀ころになると、鬱陵島の東側に于山島が描かれるものが現れる【図版3・4】。(C)19世紀半ばころの地図では、鬱陵島の東側（ないしは東南側）に描かれた于山島が、鬱陵島よりもやや小さく描かれる【図版5・6】。そして、(D)1899年の大韓全図では、鬱陵島の東北隅に接する于山島が、鬱陵島よりはるかに小さな島として描かれる【図版7】。

(2) ここで、(A)から(D)にいたる間に、描かれた朝鮮半島全体の姿が実測図に近い正確さを示すように変化してゆく点に注意が必要である。朝鮮王朝期における朝鮮図の発達史の教えるところによれば、18世紀後半に方眼式大縮尺の郡県図が作成され、それらを編集することにより、実測図でないにもかかわらず実測図に近い正確さで朝鮮全図が作成されてゆくようになるという〔蒋尚勳〕。

こうした方眼式大縮尺全国地図は、20里×20里の方眼が縦に4つ、横に7つ並べられた画面のなかに各地域が収められ、そうやって描かれた各地域の集積として実測図に近似した正確性をもつ朝鮮全図が完成した。そうした地域図の一枚に「鬱陵島図」（韓国国立中央図書館「海東輿地図」中の一枚【図版8】）がある。そこでは、大きな鬱陵島とその東北隅にある小さな于山島が、ここでは縦6つ横6つの方眼一枚のなかに収まっている。この縮尺と現実の位置関係とを対比すれば、この于山島は竹島／独島では決してありえない。

(3) ところで、(2)で述べたのと同様な20里×20里の方眼が縦に5つ横に8つ並べられた画面のなかに描かれた「鬱陵島図」(ソウル大学校奎章閣【図版9】)について、呉尚学は以下のような解釈をして、図中の于山島を竹島/独島と一致すると述べる。

第一に距離について。図にしたがえば、鬱陵島と于山島の距離は30里ほどで、これは現行距離に直すと14~18キロメートルほどとなる。鬱陵島と竹島/独島の実際の距離90キロメートルとは差異があるが、鬱陵島の東北に現存する小嶼=竹嶼島との実際の距離2キロメートルからはかけ離れているから、少なくともこの于山島を竹嶼島に比定するわけにはいかない。

第二に、図では鬱陵島とその南側に描かれた五つの小島は同じ水色の水域で表現されるのに対し、于山島だけは別の水色の水域に描き分けられている。これは、于山島が鬱陵島とは別の海域にあることを示唆していると見てよい。したがって、この于山島は、竹島/独島を描いたものと見るのが妥当である、と。

さて、【図版8~10】の三枚の鬱陵島図は、鬱陵島と周囲の小島嶼の配置から見て、同じ系統の図と見て差し支えないように思われる。これらのうち【図9】について呉尚学は上記のような説明の仕方をするが、同様に描かれた水域の色分けに着眼した場合、同系統の【図8・10】における于山島は鬱陵島と同じ水域であると論じざるを得ない。したがって同系統の二図に見える于山島は竹島/独島ではありえない。

同系統の図でありながら、そこに描かれた于山島が竹島/独島であったり、なかったりする。こうした不整合は、図中における水域の彩色のあり様を過大評価するところ由来する。彩色の様子を以て、異なる海域が描かれているか否かと論じるやり方が誤っているのである。

(4) 「古地図であるから、鬱陵島と于山島の位置関係や大きさは、必ずしも正確とはいえない」というのを口実にして、古地図に描かれた鬱陵島の西側に描かれた于山島にも竹島/独島と一致する可能性を見出してきた。しかし、現代韓国における古地図の発達史研究を踏まえれば、少なくとも18世紀半ば以後の古地図に見える于山島(とりわけ1899年の大韓全図【図版7・11】)には、実測図に準じる位置と大きさの正確さが反映されていると見なければならず、その位置と大きさから判断すれば、そこに描かれた于山島が現在の竹島/独島と一致することはない。【図版7・11】に見える于山島は、鬱陵島近くにある竹嶼を指すと見るのが妥当である。

文献上や古地図上に現れる于山島を如何様に理解するかにあたっては腑分けが必要であり、きちんとした分析を抜きにしたまま、「于山島=独島が文献上・地図上に連綿として続いてきたから韓国領である」という「伝説」だけが一人歩きするのは、問題の理解を誤らせるだけである。

おわりに

竹島/独島領有権問題に密接に関わる論稿としては、[申爽鎬1947]が最も早い時期に書かれたものである。この論稿では、光武10年(1906)3月5日付の鬱陵郡守報告書中に「本郡所属独島」なる文言があることと、『成宗実録』の成宗2~12年(1471-81)の記事中に、「三峯島」なる島名が見え、これが独島に該当すると述べる。于山島への言及はまだ無い。

学術論文中で、于山島が独島だとする主張の初見がいつまで遡るかについては、まだ確証を得ていない。1953年から62年にかけて、竹島/独島領有権問題にかかわる日韓両政府の見解往復が4次にわたって行われたが、そのうち1953年9月9日付でなされた韓国政府による第一次見解のなかに、于山島が独島であるとの主張が見える。

これらの見解往復に際して韓国側見解作成に少なからぬ影響を与えたのが崔南善で、1953年8月10日からソウル新聞紙上で崔南善による連載の始まった「鬱陵島と独島」のなかにも于山島への言及がある。于山

島＝独島なる見解は、このころかたちづくられたかと思われる。

その後、朝鮮側文献中に見える「于山島・于山国・于山」の蒐集が熱心に続けられるなか、これらが即時的に独島を指すものとして扱われる傾向を生み出すこととなった。極端な例は、韓国における独島研究の大家とされる慎鏞廈の次のような発言であろう。彼は、1899年に作成された朝鮮図である「大韓全図」【図版7・11】に寄せて、「于山島を鬱陵島の東側に正確に描いており、于山島が大韓帝国の領土であることを表示している」というのである。これは、韓国における地図発達史の成果を無視した強弁ともいえるべき発言であろう。

この慎鏞廈発言を批判的に引用した許英蘭は、韓国では「于山島＝独島」なる前提から出発する悪弊のあることを述べるが、こうした批判的発言はこれまでの韓国ではありえなかった。こうした発言の登場は、韓国の竹島／独島研究における重要な変化だと思いが、しかし、許英蘭のように古文献上の「于山島」には歴史的变化があると述べる研究者は依然として少数派である。

参考文献

- 池内敏 [2006] 『大君外交と「武威」』名古屋大学出版会
 —— [2008] 「安龍福と鳥取藩」『鳥取地域史研究』10
 —— [2009] 「安龍福英雄伝説の形成・ノート」『名古屋大学文学部研究論集』史学55
 —— [2009] 「対話を成り立たせるために」竹島／独島問題・日韓共同シンポジウム（明治大学）報告原稿
 呉尚学 [2009] 「日本側の独島領有権主張の批判的検討—歴史地理学的内容を中心に」2009年度独島研究所国際学術大会〈独島領有権と国境問題に関する学際的接近〉、嶺南大学校（韓国・大邱）
 川上健三 [1966] 『竹島の歴史地理学的研究』古今書院
 韓国国立中央博物館 [2007] 『朝鮮図』（国外史料叢書1）
 金炳烈・内藤正中 [2006] 『韓日専門家がみた独島』タダメディア（ソウル）
 許英蘭 [2002] 「独島領有権問題の性格と主要論点」『韓国史論』34（ソウル）
 申奭鎬 [1947] 「独島所属について」『史海』朝鮮史研究会（ソウル）
 —— [1960] 「独島の来歴」『思想界』（ソウル）
 慎鏞廈 [1996] 『独島の民族領土史研究』知識産業社（ソウル）
 蔣尚勳 [2007] 「朝鮮後期分帖式大縮尺全国地図の製作と〈朝鮮図〉」『朝鮮図』韓国国立中央博物館（ソウル）
 内藤正中・金炳烈 [2007] 『史的検証 竹島・独島』岩波書店
 内藤正中 [2008] 『竹島＝独島問題入門』新幹社
 堀和生 [1987] 「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24
 韓国海洋水産開発院・独島研究センター [2008] 『独島は大韓民国固有の領土です』
 柳美林 [2007] 『「于山島は独島」を立証する朝鮮時代の史料を発掘』『海洋水産動向』1250号、韓国海洋水産開発院
 李相泰 [2007] 『史料が証明する独島は韓国領』経世院（ソウル）
 李漢基 [1969] 『韓国の領土』ソウル大学校出版部（ソウル）
 嶺南大学校博物館 [1993] 『韓国のむかしの地図』凡友社（ソウル）

* なお、図版1は『韓国のむかしの地図』（嶺南大学校博物館）21頁、図版2は同書50頁、図版3は同書51頁、図版4は同書59頁、図版5は同書65頁、図版6は同書64頁、図版7は同書104頁、図版8は『海東輿地図』（韓国国立中央図書館）二巻・3頁、図版9は[李相泰2007]93頁、図版10は『朝鮮図』（韓国国立中央博物館）図版編139頁、による。なお、図版10は韓国国立中央博物館の刊行物から引用したが、原本は大阪府立中之島図書館の所蔵にかかる。



【図版1】 東覽圖・八道總圖 16世紀後半



【図版2】 輿圖 18世紀前半



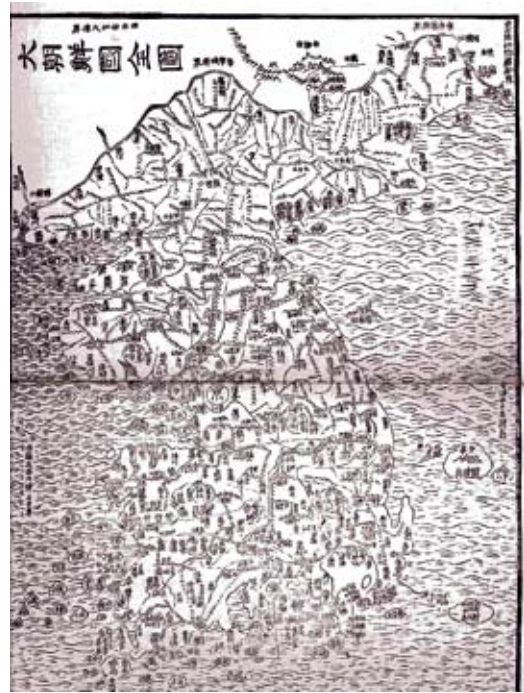
【図版3】 八道全圖 18世紀前半



【図版4】 各道地輿圖・朝鮮全圖 18世紀後半



【図版5】 海左全圖 19世紀中葉



【図版6】 大朝鮮國全圖 19世紀末



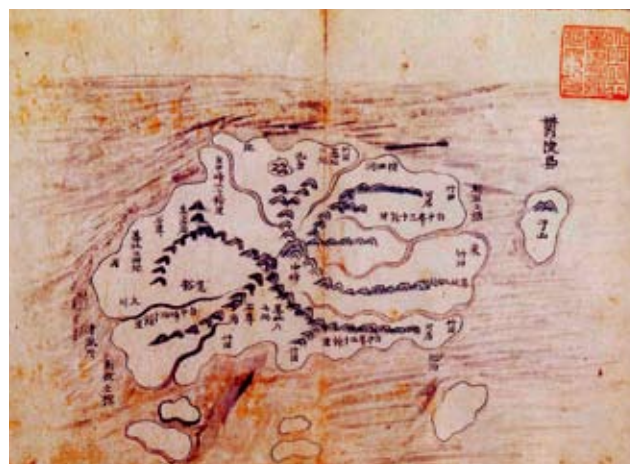
【図版7】 大韓全圖 1899年



【図版8】 鬱陵島圖
(韓國國立中央圖書館「海東輿地図」)



【図版9】 朝鮮図・鬱陵島図（ソウル大学校奎章閣）



【図版10】 朝鮮図（大阪府立中之島図書館）



【図版11】 図版7の一部分を拡大